

平成28年度 第1回碧南市総合教育会議 次第

日時 平成28年6月23日（木）

午後3時30分～

場所 市役所 4階 庁議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 市長3期目のマニフェストについて

(2) いじめ防止対策推進のための取り組みについて

(資料1)

(3) 意見交換

4 その他

(1) 次回開催 日時 平成28年11月22日（火）午後2時30分

場所 市役所 4階 庁議室

5 閉会

平成28年度第1回碧南市総合教育会議出席者名簿

No.		部課名	役職名	氏名
1	市長			禰宜田 政信
2	教育委員			杉浦 敏機
3	教育委員			加藤 讓
4	教育委員			高橋 世利子
5	教育委員			池田 香代子
6	教育長			高松 透
7	碧南市 (事務局)	総務部	部長	鈴木 友喜広
8		教育部	部長	鈴木 重幸
9		経営企画課	課長	岡崎 康浩
10		経営企画課	主幹	三島 翁
11		経営企画課	政策推進係長	本多 真
12		経営企画課	政策推進 担当係長	鈴木 好美
13		学校教育課	課長	川隅 義孝

資料 1

平成 28 年度碧南市いじめ問題専門委員情報交換会

日 時 平成 28 年 6 月 7 日 (火)

午後 2 時

場 所 碧南市役所 5 階 教育委員会室

総合教育会議では資料
添付していません。

1 あいさつ

2 辞令交付及び自己紹介

3 協議事項

(1) いじめ問題専門委員会の役割と活動

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ア 碧南市いじめ防止基本方針の策定について | <資料 1 > |
| イ 碧南市いじめ防止基本方針について | <別添資料> |
| ウ 学校いじめ防止基本方針について (市内 12 校) | <別添資料> |
| エ 対応すべきいじめの重大事態発生時について | |
| ・調査 | |
| ・報告 | |

(2) 小中学校の問題行動・いじめ等の現状について

(3) その他

4 連絡事項

新たに委嘱をする者（平成28年4月1日付）

碧南市いじめ問題専門委員会 委員

No.	職種	氏名	勤務先等
1	弁護士	三宅 大輝 ミヤケ ヒロキ	弁護士法人菅沼・松井・三宅法律事務所 (岡崎市)
2	医師（精神科医）	伊藤 喜人 イエイ ヨシヒト	みどりまち心療内科 院長（西尾市）
3	臨床心理士	坪田 祐季 ツボタ ユウキ	スクールカウンセラー（西尾市）・愛知県教育委員会 生徒指導サポートコーディネーター（H23～H25）・私立大学非常勤講師
4	学識経験者	石川 博章 イシカワ ホウショウ	愛知学泉短期大学 幼児教育学科 教授
5	児童相談所職員	武田 靖志 タケダ ヤスシ	刈谷児童相談センター 児童育成課長

碧南市いじめ防止基本方針の策定について（報告）

1 策定の趣旨

本市におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、学校、家庭、地域、市その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして、碧南市いじめ防止基本方針を策定した。

2 基本方針策定の経緯

(1) 碧南市いじめ防止基本方針策定委員会の設置

ア 委員会の概要

いじめ防止対策に関わる機関から選出された7名の委員で組織され、平成27年7月までに2回開催し、基本方針について協議した。

イ 開催経過

第1回 平成27年6月26日（金）

第2回 平成27年7月23日（木）

(2) 定例教育委員会における協議

平成27年8月20日（木）

(3) 政策会議における協議

平成27年8月25日（火）

(4) パブリックコメントの実施

平成27年9月16日（水）から10月15日（木）まで

(5) 定例教育委員会及び第3回総合教育会議

平成27年11月17日（火） 碧南市いじめ防止基本方針の確定

(6) 基本方針の公表

平成27年11月下旬予定

(7) 関連条例等の整備

平成28年3月まで

設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生の報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ 設置者において調査を実施

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力